

福岡高裁総第 535 号

令和 6 年 4 月 30 日

山 中 理 司 様

福岡高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

3 月 24 日付け（同月 28 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

福岡地方・簡易裁判所の開廷表（どの部がどこの法廷を使うことになっているかが分かる文書）

2 開示しないこととした理由

1 の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して 3 か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課文書第二係 代表電話 092-781-3141（内線 2124）